
プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **第 166 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 166 回実務対応専門委員会（2025 年 1 月 29 日開催）で議論された事務局の分析及び提案について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析及び提案について聞かれた意見

（実務対応報告公開草案の文案：会計処理）

2. 発電時点から遅くとも電力量の認定時点までの「金額を合理的に見積ることが可能となった時点」に会計処理を行うと理解している。本実務対応報告を適用する契約について、もともとデリバティブかどうかの議論があり、契約締結時点での会計処理の考え方もあり得たことを考慮すると、会計処理を行う時点は発電時点以降であることを第 4 項において明確にしておくことがよいと考える。
3. 経過措置を定める第 8 項では非化石価値を受け取る権利を有していることが会計処理を行う条件となっている。第 8 項と同様に第 4 項においても発電に伴って非化石価値を受け取る権利を有していることを明記することで、発電時点以降に会計処理を行うことが理解できると考える。
4. BC9 項において、一般的な差金決済の説明として「契約上の固定価格と卸電力市場価格の差額」とあるが、具体的にいつの時点の「卸電力市場価格」なのか（例えば、発電事業者が卸電力市場で電力を売却した時点）も明記いただくことでより理解可能な記載になると考える。
5. BC16 項において、国による電力量の認定時点までに需要家が価格について把握できるとされているが、FIP 制度の場合などは国による電力量の認定時点で見積ることはできても把握まではできないのではないかと考える。

（実務対応報告公開草案の文案：経過措置）

6. 経過措置（第 8 項）について、期首時点で第 4 項の会計処理を行うという理解でよいか確認したい。もしそうであれば、経過措置の記載において第 4 項を参照することでより

明確になると考える。

7. 経過措置（第 8 項）の記載は認識時点に焦点を当てていると理解しているが、現行の実務上、非化石価値を資産計上している場合についても期首利益剰余金に加減する処理となるのか確認したい。

（コメントの募集の文案）

8. 「範囲」の概要説明において、自己使用目的であることを明記する方が実務対応報告公開草案の範囲の考え方とより整合性のある記載になると考える。

以 上